

第3. ニーズに応じた解決手段

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

1 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

P. 46

P. 75 P. 119

(P. 87)

2 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

P. 46

P. 47 P. 118 P. 120

(P. 75)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

P. 101

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

労働者支援事務所(P. 113)、総合労働相談コーナー(P. 96、P. 126)、弁護士会(P. 132)

★個別労使紛争の調整

相談員、弁護士等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

労働者支援事務所(P. 96、P. 113)、総合労働相談コーナー(P. 96、P. 126)

弁護士会(P. 132)

働かなければならないが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(P. 126)、雇用・能力開発機構(P. 99)

労働者支援事務所(P. 96、P. 113)ほか

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(P. 126)、雇用・能力開発機構(P. 99)

労働者支援事務所(P. 96、P. 113)

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク(P. 126)

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

県母子家庭等就業・自立支援センター(P. 99)

★母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、児童扶養手当を受給中の母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

県母子家庭等就業・自立支援センター (P. 99、郡部のみ)、市福祉事務所 (P. 121)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等技能訓練促進費

→P. 98 参照

★自立支援教育訓練給付金

→P. 99 参照

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 36～参照

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★公営住宅への一時入居

犯罪行為などにより従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者については、一時的に公営住宅を使用できる制度があります。

(連絡先)

市町村 (P. 114～)

★被害直後における緊急一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、緊急かつ一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先)

警察署 (P. 119)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居

→P. 51 参照

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害者等給付金

→P. 92 参照

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署(P. 97、P. 126)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター(P. 95)

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会福岡支部（協会けんぽ）(P. 54、P. 102)

健康保険組合（組合健保）

市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）(P. 54、P. 114～)

共済組合（共済保険）、かかっている医療機関など

★高額療養費の貸付（立替）制度

当面の医療費の支払いに困る場合、高額療養費として払い戻す金額の一部貸付（立替）を行います。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会福岡支部（協会けんぽ）(P. 54、P. 102)

健康保険組合（組合健保）

市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）(P. 54、P. 114～)

共済組合（共済保険）、かかっている医療機関など

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先)

税務署 (P. 128)

★自立支援医療費支給制度

→P. 48 参照

★乳幼児医療費助成

→P. 50 参照

★ひとり親家庭等医療費助成

→P. 50 参照

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付

→P. 52 参照

★児童扶養手当

→P. 62 参照

★母子寡婦福祉資金貸付

→P. 53 参照

★寡婦（寡夫）控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていない方や、配偶者の生死が不明な方で、合計所得額が一定額以下の方、生計を同じにする子などがある方は、一定の金額の所得控除（寡婦（家父）控除）を受けることができます。

(連絡先)

税務署 (P. 128)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

→P. 63 参照

★私立幼稚園就園奨励費補助

→P. 63 参照

★幼稚園保育園保育料減免

→P. 63 参照

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先)

県・市町村ほか (P. 60～、P. 112、P. 114～)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先)

ファミリーサポートセンター(P. 59)

子どもを預けたい

★一時預かりなどの保育支援

→P. 63 参照

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

市町村 (P. 114～)、児童相談所 (P. 117、P. 120)

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

福祉事務所(P. 117、P. 121)、地域包括支援センター(P. 134～)

社会福祉協議会(P. 123～)ほか

(6) 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

P. 119

P. 85

(P. 87)

TEL:03-5212-7333 FAX:03-5212-7330

FAX 03-3291-1320

P. 85

(P. 87)

4 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

P. 76

P. 76

P. 79

加害者がどうなったのか知りたい

P. 76 P. 81

P. 79 P. 90 P. 91

P. 79

P. 79

P. 80 P. 82 P. 83

P. 83

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

P. 80 P. 83

P. 80 P. 82

P. 91

P. 90

P. 90

5 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

(P. 87)

P. 85 P. 132

P. 79 P. 129

(P. 87)

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

P. 46
P. 85 P. 132

(P. 79 P. 129)

(P. 87)
(P. 130)

事件に関する情報を知りたい

P. 76 P. 81

P. 79 P. 90 P. 91

P. 80 P. 82 P. 83

P. 83

刑事手続等に参加したい

P. 80 P. 83

P. 80 P. 82

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

P. 87

P. 88

損害賠償請求等をしたい

(P. 87)

P. 85 P. 132

P. 132

P. 88

P. 82

P. 80